

第 10 号議案

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 10 日

教育長 前川 明範

提出の理由

府立盲学校高等部及び高等部専攻科の音楽科廃止に伴い、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和 39 年京都府教育委員会規則第 3 号）及び京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和 62 年京都府教育委員会規則第 8 号）について、所要の改正を行うものである。



京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年●月●日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第●号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部改正)

第1条 京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表京都府立盲学校の項中「音楽科」を削る。

(京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の表特別支援学校の項中

「

療養科	3年
音楽科	3年

を

」

「

療養科	3年
-----	----

に改める。

」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則 (昭和39年京都市教育委員会規則第3号) 新旧対照表

現 行				改正案				備考
第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。								音楽科 の廃止
学校名 京都府立盲学校	分校		舞鶴分 校	舞鶴市大字 南田辺		幼稚園 部 小学部 中学部 高等部 普通科 保健療科 普通科 保健療科 理療科 研究部 幼稚園部 小学部	学科	
	名称			位置				
	名称			位置				
	名称			位置				
	名称			位置				
	名称			位置				
	名称			位置				
	名称			位置				
	名称			位置				
	名称			位置				

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都市教育委員会規則第8号） 新旧対照表

現 行		改正案		備考	
学校の種類	課程等の別	学校の種類	課程等の別		
第3条 学校の修業年限は、次の表のとおりとする。		第3条 学校の修業年限は、次の表のとおりとする。			
(略)		(略)			
特別支援学校	幼稚部	特別支援学校	幼稚部	3年以内	
	小学部		小学部	6年	
	中学部		中学部	3年	
	高等部		高等部	3年	
	高等部専攻科	普通科	高等部専攻科	普通科	1年
		保健医療科		保健医療科	3年
		医療科		医療科	3年
	音楽科	音楽科	高等部専攻科研究部	1年	
	高等部専攻科研究部	高等部専攻科研究部	高等部専攻科研究部	1年	

音楽科  
の廃止